

改 正 案						現 行							
別添 共通構造部型式指定実施要領 目次～第 1 4 （略） 別表～第 2 号様式の 2（諸元表例）（用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とする。）（略） 別記様式（特定共通構造部の範囲）（用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とする。） 特定共通構造部の名称及び型式： <u>（例）ニッポン ABC123</u>						別添 共通構造部型式指定実施要領 目次～第 1 4 （略） 別表～第 2 号様式の 2（諸元表例）（用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とする。）（略） 別記様式（特定共通構造部の範囲）（用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とする。） 特定共通構造部の名称及び型式： <u>（例）ニッポン ABC123</u>							
特定共通構造部審査 試験項目に対応する 保安基準等	審査 対象	チェック欄				詳細 説明	特定共通構造部審査 試験項目に対応する 保安基準等	審査 対象	チェック欄				詳細 説明
		(車名及び型式) ニッポン ●●-DEF123		(車名及び型式) ニッポン ●●-DEF456					(車名及び型式) ニッポン ●●-DEF123		(車名及び型式) ニッポン ●●-DEF456		
		(類別) 0001	(類別) 0002	(類別) 0001	(類別) 0002				(類別) 0001	(類別) 0002	(類別) 0001	(類別) 0002	
1～132 （略）						1～132 （略）							
備考 1～4 （略） 5 チェック欄に記号を使用する場合は、各記号が示す意味を表示すること。 <u>特定装置、特定共通構造部(協定規則第 0 号)で審査済の項目および既指定共通構造部型式指定申請であって特定共通構造部の範囲に変更がある場合については、その旨記載すること。</u> 6 （略）						備考 1～4 （略） 5 チェック欄に記号を使用する場合は、各記号が示す意味を表示すること。 6 （略）							
附則 1 （略）						附則 1							

附則 2 共通構造部型式指定申請書等提出要領

第 1 ～別記様式（提出書面一覧表）（第 2 関係）（略）

別紙様式 1

指定装置等又は指定共通構造部一覧表

（略）

備考 1 当該申請の共通構造部に含まれる指定装置等又は指定共通構造部を全て記載すること。

2～4（略）

別紙様式 2（宣誓書）（略）

附則 3～附則 5（略）

附則 6 共通構造部の外観図の記載要領

1～別記様式 1（略）

別記様式 2（灯火器類取付一覧表：二輪自動車）（第 2 項関係）（用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とする。）

灯火器類取付一覧表（単位：mm）

項目	類別			取付高さ	上縁	下縁
	類別	類別	類別			
走行用前照灯～側方灯（後部）（略）						

附則 2 共通構造部型式指定申請書等提出要領

第 1 ～別記様式（提出書面一覧表）（第 2 関係）（略）

別紙様式 1

指定装置等又は指定共通構造部一覧表

（略）

備考 （新設）

1～3（略）

別紙様式 2（宣誓書）（略）

附則 3～附則 5（略）

附則 6 共通構造部の外観図の記載要領

1～別記様式 1（略）

別記様式 2（灯火器類取付一覧表：二輪自動車）（第 2 項関係）（用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とする。）

灯火器類取付一覧表（単位：mm）

項目	類別			取付高さ	中心
	類別	類別	類別		
走行用前照灯～側方灯（後部）（略）					

側方反射器 (前部)	車両前端からの距離・隣接する後方にある側方反射器等との距離 (略)			
側方反射器 (中央部)	(略)			
側方反射器 (後部)	取付高さ (略)			
	<u>車両後端からの距離</u>			
尾灯～補助方向指示器 (略)				

(注) (略)

R2.12.25改正 (国自審第1950号)
(施行期日)

1. 本改正規定は、令和3年1月22日より施行する。

側方反射器 (前部)	車両前端からの距離・隣接する後方にある側方反射器等との距離 (略)			
側方反射器 (中央部)	(略)			
側方反射器 (後部)	取付高さ (略)			
	<u>(新設)</u>			
尾灯～補助方向指示器 (略)				

(注) (略)

(新設)